

火災による被害を受けた方へ

(那賀消防組合・岩出市)

火災に遭われた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

あなたやご家族の、今後の生活に役立てられるような各種手続きや支援制度についてご案内いたします。

詳しい利用方法等については、各担当窓口にお問い合わせください。

なお、手続等の一例を掲載しており、全ての手続き等を網羅したものではないことを、ご了承ください。

消防署での手続き

那賀消防組合中消防署 岩出市中迫 154 番地 電話 0736-69-0119

「火災損害届」の受付と「り災・り災届証明書」の発行事務は、今回の火災で消火活動を行なった消防隊が担当します。

消防隊は交代制勤務をしていますので、来署される場合は、事前にお電話にて日程打ち合わせをお願いします。

火災(原因・損害)調査について

1. 今後の火災予防のため、火災の原因や損害額を調査しますので、立ち会いや資料提出等のご協力をお願いします。また、火元関係者の方には、火災の状況などについて質問させていただく場合がありますので、あわせてご協力をお願いします。
2. 火災現場には消防・警察の火災調査が終了するまで立ち入らないでください。
3. 貴重品の取り出しなどを行いたい場合は、必ず消防署へ連絡し、職員立ち会いの下で行ってください。

「火災損害届」の提出について

1. 火災損害届は、消防法第 33 条、第 34 条の規定に基づき、火災による被害調査のため提出を求めるものです。保険会社による損害査定とは直接の関係はありません。この届出がなければ、火災でり災したという証明書(り災証明書)を発行できない場合があります。
2. り災建物 1 棟ごと、または、り災世帯ごとに 1 部作成(動産がり災した場合には、「り災物件明細書」を添付)し、り災した日から起算して 5 日以内に提出してください。

「り災・り災届証明書」の発行について

1. 「り災・り災届証明書」は消防署が発行する証明書で、被災者支援制度の適用を受けたり、損害保険金・共済給付金の請求などを行ったりする際に必要となるものです。
2. 「り災・り災届証明交付申請書」に、必要事項(必要枚数、提出先等)を記入し、申請してください。「り災・り災届証明書」は事務手続き上、即日発行ができない場合があります。
3. 原則として、申請者が「り災者」以外の場合、「り災・り災届証明書」は交付できません。ただし、申請書の「代理人選任届」又は「委任状」等に運転免許証等のコピーを添えることにより、り災者から選任されていることが明白な場合は、交付することができます。

市役所での手続き

岩出市役所 岩出市西野 209 番地 電話 0736-62-2141(代表)

火災(建物火災)による廃棄物の処分方法について

1. 建物火災による廃棄物は、搬入する前に生活環境課職員が「搬入できる」「搬入できない」を判断します。
2. 「搬入できる」と判断された物で、本人がクリーンセンターへ持込みできる場合に限り、搬入手数料が免除されます。
3. 建物等の解体および運搬処理を業者に依頼した場合は、本人と依頼業者がクリーンセンターに相談してください。

なお、解体を伴った土砂・瓦・石膏ボード等の建物廃材については、産業廃棄物となりますのでクリーンセンターへ持ち込みできない場合があります。

担当窓口：生活環境課・岩出クリーンセンター 電話 0736-62-0814

火災の被害程度による見舞金及び救援物資の支給について

1. 住宅被害等に対する見舞金の受給申請ができる場合があります。
2. 人的被害に対する見舞金の受給申請ができる場合があります。
3. 住宅被害等に対し、日本赤十字から預かった救援物資を支給できる場合があります。

担当窓口：社会福祉課

市税の減免制度について

火災など災害による損害の程度によって市税の減免を受けられる場合があります。

担当窓口：税務課

保険料等の減免制度について

火災等により被害を受けられた方は、申請により保険税(料)や保育料などの一部が減免される場合がありますので、担当窓口までお問い合わせください。

1. 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
2. 介護保険
3. 保育料、学童保育料

担当窓口：保険介護課

担当窓口：保険介護課

担当窓口：子ども家庭課(岩出市総合保健福祉センター内) 電話 0736-67-6324

その他の申請、再交付などについて

1. 印鑑登録
2. 保険証等(国民健康保険・後期高齢者医療)
3. 水道

担当窓口：市民課

担当窓口：保険介護課

担当窓口：上下水道業務課

公営住宅 居住者相談窓口

市営住宅

担当窓口：土木課

その他関係機関での手続き

お問い合わせは に記載の担当窓口へ

国税の減免制度について

火災や風水害など、予期せぬ災害で住宅や家財に損害を受けたときには、所得税及び復興特別所得税の確定申告で雑損控除または災害減免法を活用し、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けることができます。制度の概要、対象となる資産の要件、手続き等の詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

粉河税務署 紀の川市粉河 807 番地 電話 0736-73-3301(代)

建物登記関係について

1. 登記をしている建物が焼損し取り壊した場合、建物の滅失登記を行う必要があります。
2. 滅失登記申請は、建物滅失の日から1か月以内に法務局で申請を行い、「り災証明書」や工務店が発行した「建物取壊証明書」などの書類が必要となります。

和歌山地方法務局 電話 073-422-5131

自動車・軽自動車関係(廃車申請等)について

1. 自動車
2. 軽自動車

和歌山運輸支局 電話 050-5540-2065

軽自動車検査協会 和歌山事務所 電話 050-3816-1846

その他の申請、再交付などについて

1. 年金手帳

和歌山東年金事務所 電話 073-474-1841

※加入する年金種別によって、市役所や事業所へ届出が必要な場合があります。

2. 年金証書(国民年金・厚生年金)

和歌山東年金事務所 電話 073-474-1841

3. 運転免許証

和歌山県警察本部交通センター 電話 073-473-0110

4. 保険証券

契約している保険会社

5. 預金通帳

通帳を作成した銀行等

6. クレジットカード

契約しているクレジット会社

7. 郵便物

最寄りの郵便局

公共サービス関係

1. 電話

NTT 西日本 局番なしの「116」お客様相談センター 電話 0800-2000-116

※IP 電話は各契約プロバイダーへ

2. 電気

関西電力送配電株式会社橋本営業所 電話 0800-777-8074(通話料無料)

3. 都市ガス

大阪ガス株式会社和歌山営業所お客様センター 電話 0120-3-94817

公営住宅 居住者相談窓口

県営住宅

和歌山県建築住宅課 電話 073-432-4111(代表)

和歌山県住宅供給公社 電話 073-425-6885